

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（特別簡易型））を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月13日

宮崎県中部港湾事務所長 鏡園 義幸

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 8年度防安港湾第82 -3 -4 - 号
宮崎港 一ツ葉地区 防砂堤工事（その2）
- (2) 事 業 名 社会資本総合交付金（防災安全）
- (3) 路線（河川）名 重要港湾 宮崎港
- (4) 工 事 場 所 宮崎市阿波岐原町
- (5) 工 期 本契約成立の日から令和9年3月25日
- (6) 工 事 概 要 延長L=29.0m
捨石投入工 V=1,050m³
上部コンクリート V=164m³
上部ブロック製作 N=24個
上部ブロック設置 N=14個
消波ブロック設置 N=72個
被覆ブロック設置 N=156個
- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (10) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 特別簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

なお、本工事は、次表のとおり入札参加資格の制限を行っている工事の一つであり、次表の落札決定順位が上位の工事の落札者となった者は、落札者となった時点で、下位の工事に係る入札参加資格がないものとし、当該下位の工事の落札者となることはできない。

落札決定順位	公告日	工事名
1	令和8年9月4日	令和8年度防安港湾第82-3-1号 宮崎港一ツ葉地区防砂堤工事（その1）
2	令和8年9月4日	令和8年度防安港湾第82-3-3号 宮崎港一ツ葉地区防砂堤工事（その3）
3	令和8年10月13日	令和8年度防安港湾第82-3-4号 宮崎港一ツ葉地区防砂堤工事（その2）

建設工事の種類	土木一式工事	等級区分	特A級
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有していること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村発注工事であること。 イ 海上工事（注1）であること。 ウ 公称重量が15トン以上の異形ブロック等（注2）の据付工事を含む工事であること。 なお、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有していれば足りる。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者（経常JVは各構成員を含む。）にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	1 次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者（注3）として専任で配置することができること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注4）は専任を要しない。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 オ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 - 監理技術者 - 主任技術者 - 落札者又は落札候補者（落札者とならなかった場合は除く。）となっている工事の配置予定技術者 2 経常JVで申請する場合にあっては、上記技術者のほか、上記技術者を配置する構成員以外の構成員が次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができること。ただし、密接な関係のある同一又は近接した場所において主任技術者を兼務する場合は、専任を要しない。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 ウ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 - 監理技術者 - 主任技術者 - 落札者又は落札候補者（落札者とならなかった場合は除く。）となっている工事の配置予定技術者		

設計業務受託等の 関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと 受託者の商号又は名称① (株)九州土木設計コンサルタント 受託者の本店の所在地① 宮崎市大字芳士3701-59 受託者の商号又は名称② 三井共同建設コンサルタント(株) 受託者の本店の所在地② 東京都品川区大崎1-11-1 2 次のア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の事項	条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書2に示す事項

注1 海上工事とは、港湾、漁港、水産、海岸、河川等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水士船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。

注2 異形ブロック等とは、消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック、魚礁ブロック、方塊ブロック、L型ブロック、セルラーブロック、ケーソン等のプレキャスト部材のブロック塊をいう。

注3 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注4 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25 改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。
(宮崎県公共事業情報サービス：
https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 中部港湾事務所 (宮崎市港1丁目18番地)

閲 覧 期 間 : 令和8年10月13日から令和8年11月5日まで

(ただし、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日(以下、「県の休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和8年10月13日から 令和8年11月5日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 中部港湾事務所で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和8年10月13日から 令和8年10月21日 17:00まで (令和8年10月30日 17:00まで) ※設計図書等に疑問点や不明な点がある場合は、必ず、発注機関へ質問してください。	技術申請書に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 中部港湾事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 技術申請書に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、(設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午までに)回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 (中部港湾事務所入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatu-chukowan0806
回答の閲覧	令和8年10月13日から 令和8年11月5日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の受付期間	令和8年10月13日から 令和8年10月26日 17:00まで	中部港湾事務所に送付(郵便書留など配達記録確認ができるものに限る。以下同じ。)又は持参すること。(※3) (送付の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。持参の場合は、県の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。)
入札書受付期間	令和8年11月4日 7:00から 令和8年11月5日 13:00まで	入札書には工事費内訳書(工事費内訳書取扱要領(平成16年9月24日定め。))に定めるものをいう。以下同じ。)を必ず添付すること。工事内訳書取扱要領の規定に違反した入札は無効となります。
開札日時	令和8年11月5日 13:10	中部港湾事務所(入札室)
低入札調査資料の提出期限	令和8年11月9日 17:00まで	中部港湾事務所に持参すること。
入札結果の公表(※4)	令和8年11月12日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス
(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、県の休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 提出期限までに技術申請書の提出がない者は、当該入札に参加することができない。

(※4) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

- 1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型）を参照すること。
- 2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法
評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。
なお、当工事の加算点の満点は10点とする。
- 3) この入札において「受注状況」における「過去1年間の受注額」の対象となる工事は、令和7年10月3日から令和8年10月2日までに契約した当初契約とする。

6 契約後V E方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) V E提案者への評価

採用されたV E提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

7 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）（以下「要領」という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。
失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で入札している場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定する。
また、調査対象者と本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じる。（詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。）

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点（土木一式工事）」は「84.9点」とする。

8 その他の事項

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書2を参照のこと。）

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とする。

本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

対象の工種は、基礎工、ブロック据付工とする。

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。（要領第2条）
- 2 調査基準価格を下回る価格の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。（要領第3条）
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）が調査基準価格を下回る価格で入札（以下「低価格入札」という。）している場合は、落札決定を保留する。（要領第5条）
- 4 低価格入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、低入札価格調査に協力すること。（要領第7条）
- 5 調査対象者は、最高評価値者であっても落札者等とならない場合がある。（要領第7条）
- 6 調査対象者と契約する場合、以下の措置を講じる。（要領第13条）
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者^注を1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に専任で追加配置（以下「追加配置技術者」という。）することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領（平成13年4月13日技術企画課定め）による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項（平成22年7月県土整備部定め）による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 調査対象者と契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。（要領第14条）

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	地域要件		
			全県一区(2)		
			ウェイト	配点	
企業の技術力	施工実績 ＜過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績＞	配点× $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 実績件数≤3件 (3件以上は満点)	38	12	
	県工事成績 ＜過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点＞	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点}-65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		26	
	受注状況 ＜環境森林部、農政水産部、県土整備部＞	港湾工事(舗装工事を除く)における過去1年間の受注状況		K≤1.0	0
		〃		1.0<K≤2	-10
		〃		2<K	-20
企業の取組目 (オプション)	評価の対象外				
	評価の対象外				
	不履行のペナルティ	当該年度又はその前年度において、「若手技術者育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2	
		当該年度又はその前年度において、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2	
		当該年度又はその前年度において、「技能者等育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2	
企業の地域社会貢献度	地域精進度	－ に本店がある。	24		
		－ に支店又は営業所がある。			
		上記に該当しない			
	地域貢献・災害時の協力体制	ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(広域応援)にある。		10	
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(支部内応援)にある。		8	
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している。		4	
		ボランティア等の地域貢献の実績がある、又は、知事との防災協定に加入している。		2	
		上記に該当しない		0	
	公共土木施設保全への取組	中部港湾事務所管内 で港湾・漁港パトロール、緊急施行工事(港湾関係)又は小規模業務委託(港湾関係)の実績がある。		8	
		宮崎県内 〃		4	
		上記に該当しない		0	
	環境保全対策への取組	ISO14001又はエコアクション21を取得している		2	
		上記に該当しない		0	
	地産地消への取組 (オプション項目)	県産資材の活用		指定資材の全てを県産資材とする。	2
				上記に該当しない	0
評価の対象外					
配置予定技術者の能力	評価の対象外		15		
	工事成績 ＜過去5年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点＞	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点}-65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		15	
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	ヒアリング			
		入札参加資格取消し		-6	
		入札参加資格停止(3か月以上)		-5	
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)		-4	
		入札参加資格停止(1か月未満)		-3	
		上記に該当しない		0	
得点(満点)			77		

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1) 加算点の算出 加算点 = 10 点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 77 (得点(満点))

(2) 評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点)[※] + 加算点) / 入札額

※ 施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	港湾等のケーソン据付工事(1, 500t以上)	港湾-2	※詳細を表2に記載
同種工事	港湾等のケーソン据付工事(1, 500t未満)	港湾-3	※詳細を表2に記載
同種工事	港湾等の異形ブロック等据付工事(80t以上)	港湾-7	※詳細を表2に記載
同種工事	港湾等の異形ブロック等据付工事(30t以上80t未満)	—	※詳細を表2に記載

3 県産資材の設定

資材の名称	規格	対象数量	単位	備考
生コンクリート	設計図書のとおり	設計図書のとおり	m ³	

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	港湾等のケーソン据付工事 (1, 500t以上)	同種工事の番号	港湾ー2
<同種工事の定義> 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t以上)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した海上工事 ②宮崎県内で施工した工事 ③当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 ④港湾等の工事に関する1, 500t以上のケーソン据付工事を含む工事			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水士船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。 3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の潮汐、波浪の影響のある場所での工事をいう。 (注) ア. 災害復旧工事などの事業も対象とする。 イ. 潮汐、波浪の影響のある場所での工事とは、施工基面が朔望平均満潮位以下にある構造物の工事をいう。 4. 「1, 500t以上のケーソン据付工事」とは、岸壁、物揚場、防波堤、護岸、防砂堤、突堤のケーソン(本土工)の据付工事をいう。 (注) 1, 500t以上とは、ケーソン本体重量のことであり、摩擦増大マットやバラスト材は含まない。 5. 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t以上)」に該当する工事 ○防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等のケーソン据付工事 6. 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t以上)」に該当しない工事 ○ケーソン製作のみの工事(ケーソン据付を含まない工事) ○ケーソン以外の据付工事 セルラーブロック、方塊(コンクリートブロック)、直立消波ブロック、L型ブロック、異形消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック など			

同種工事の名称	港湾等のケーソン据付工事 (1, 500t未満)	同種工事の番号	港湾－3
<同種工事の定義> 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t未満)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した海上工事 ②宮崎県内で施工した工事 ③当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 ④港湾等の工事に関する200t以上1, 500t未満のケーソン据付工事を含む工事			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、 森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水士船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。 3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の潮汐、波浪の影響のある場所での工事をいう。 (注) ア. 災害復旧工事などの事業も対象とする。 イ. 潮汐、波浪の影響のある場所での工事とは、施工基面が朔望平均満潮位以下にある構造物の工事をいう。 4. 「200t以上1, 500t未満のケーソン据付工事」とは、岸壁、物揚場、防波堤、護岸、防砂堤、突堤のケーソン(本体工)の据付工事をいう。 (注) 200t以上1, 500t未満とは、ケーソン本体重量のことであり、摩擦増大マットやバラスト材は含まない。 5. 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t未満)」に該当する工事 ○防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等のケーソン据付工事 6. 「港湾等のケーソン据付工事(1, 500t未満)」に該当しない工事 ○ケーソン製作のみの工事(ケーソン据付を含まない工事) ○ケーソン以外の据付工事 セルラブロック、方塊(コンクリートブロック)、直立消波ブロック、 L型ブロック、異形消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック など			

同種工事の名称	港湾等の異形ブロック等据付工事 (80t以上)	同種工事の番号	港湾ー7
<同種工事の定義> 「港湾等の異形ブロック等据付工事(80t以上)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した海上工事 ②宮崎県内で施工した工事 ③当初契約額又は最終契約額が250万円以上の工事 ④港湾等の工事に関する公称重量が80トン以上の異形ブロック等の据付を含む工事			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸、河川等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水土船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。 3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸、河川等の潮汐、波浪の影響のある場所での工事をいう。 (注) ア. 災害復旧工事などの事業も対象とする。 イ. 潮汐、波浪の影響のある場所での工事とは、施工基面が朔望平均満潮位以下にある構造物の工事をいう。 4. 「異形ブロック等」とは、消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック、魚礁ブロック、方塊ブロック、L型ブロック、セルラーブロック、ケーソン等のプレキャスト部材のブロック塊をいう。 5. 「港湾等の異形ブロック等据付工事(80t以上)」に該当する工事 ○防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等の異形ブロック等の据付工事など 6. 「港湾等の異形ブロック等据付工事(80t以上)」に該当しない工事 ○異形ブロック等の製作のみの工事(異形ブロック等の据付を含まない工事)			

同種工事の名称	港湾等の異形ブロック等据付工事 (30t以上80t未満)	同種工事の番号	—
<同種工事の定義> 「港湾等の異形ブロック等据付工事(30t以上80t未満)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した海上工事 ②宮崎県内で施工した工事 ③当初契約額又は最終契約額が250万円以上の工事 ④港湾等の工事に関する公称重量が30t以上80t未満の異形ブロック等の据付を含む工事			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸、河川等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水土船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。 3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸、河川等の潮汐、波浪の影響のある場所での工事をいう。 (注) ア. 災害復旧工事などの事業も対象とする。 イ. 潮汐、波浪の影響のある場所での工事とは、施工基面が朔望平均満潮位以下にある構造物の工事をいう。 4. 「異形ブロック等」とは、消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック、魚礁ブロック、方塊ブロック、L型ブロック、セルラブロック、ケーソン等のプレキャスト部材のブロック塊をいう。 5. 「港湾等の異形ブロック等据付工事(30t以上80t未満)」に該当する工事 ○防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等の異形ブロック等の据付工事など 6. 「港湾等の異形ブロック等据付工事(30t以上80t未満)」に該当しない工事 ○異形ブロック等の製作のみの工事(異形ブロック等の据付を含まない工事)			